

三浦俊彦著『戦争論理学』書評（コメントと要約）

重久俊夫

第一部 緒論（功利主義という考え方）

A 価値原理としての功利主義

A 1 価値の本質論としての功利主義 —— 価値とは個々の瞬間における「快」に他ならず、より高度な「快」は、より高い価値を意味している。

- ・この意味では「快樂主義」と同じ。cf「功利性原理」
- ・（論点）「快」だけが価値なのか。「善」や「美」はどうなのか。
「快」は一次元的か。量や質を区別しなくてもよいのか。
「快」は同質の属性なのか。ある点では「快」であり、同時にある点では「不快」ということはありえないか。

A 2 世界と世界の比較基準としての功利主義 —— 世界全体の価値とは、その世界の「快」の総体である。

- ・質と量の二次元となる。
- ・複数の可能世界の比較の問題である。
- ・他者の「快」を比較できるのか。 —— ①他者に関する懐疑主義はあらゆる場合に付随する。功利主義を論ずる場合だけ、それを特に問題視するのは恣意的である
②原理的な議論では計測できなくてもよい。
- ・「総体」を比較するとはどうすることか。
 - ① 総和型比較（比較不能が出ない。しかし非現実的）
 - ② パレート優位型比較（比較不能が多い。個我の同一性を重視）
 - ③ 超個人的パレート優位型比較
- ・もともと功利主義は個我の同一性を超越した発想（大乘的功利主義）。
cf「輪廻転生」と親和的。

B 行動動機としての功利主義 —— 予想される自己の快を極大化させる方向に個人の意志は生じやすい。（事実問題）

- ・短期的には妥当だが、長期的には疑問。
- ・主体は一定の制約条件（効用関数）のもとで功利主義的に行動する。制約条件のうち、個々の主体を超えて存続するものは、 α 遺伝情報と β 文化である。遺伝情報や文化は長期的に自然選択される。（生存可能性（適応）と、著しい「不快」の回避（ β の場合）に向けて。）

C 社会規範としての功利主義 —— 「快の社会的総体を増大させるように、すべての人間は行動すべきである」という規範意識。

- ・①「価値原理としての功利主義」を内面化すれば「社会規範としての功利主義」に結びつく。②「社会規範としての功利主義」を社会の多数者が共有すれば、功利主義的に価値の高い社会が実現するかも知れないが、そうなる必然性はない。③各人の立場や文化的環境の違いにより「社会規範としての功利主義」を受容しない可能性は高い。通常、個々人が「社会規範としての功利主義」を厳格に受容することは考えられない。
- ・「社会規範としての功利主義」を実践するためには具体的な方法論が重要。
- ・人々が安心して円滑に生活するためには規範（または制度）が不可欠。規範（制度）の存在に功利主義的な価値があることを認め、快の社会的総体を増大させるために、望ましい規範（制度）を選択すべきであるということが「規範（制度）功利主義」。（「社会規範としての功利主義」の下位類型）

第二部 総論 （価値判断の基準）

「善」「悪」の価値判断はいかなる基準で行われるか？

- A 帰結主義的功利主義 —— 「快」の総体が大きな世界ほど価値が高い（価値原理としての功利主義A2）。誰であれ、いかなる動機であれ、因果関係を通じて世界の価値の増大に貢献することが「善」。
- B 功利主義的意図主義 —— 政府当局者に関して、所与の判断能力のもとで、「快」の総体がより大きな世界を追求しているものと仮定し、実際の行為がそれにならなければ「善」。
- C 主観的意図主義 —— 政府当局者に関して、所与の判断能力のもとで、自己の主観的満足をより大きくする行為を選択していれば「善」。（「快の総体のより大きな世界を実現させること」が主観的満足だと仮定すればBと同一化する。）このレベルの議論では、その時々政治的アクターの認識を事細かに分析することが必要。
cf 行動動機としての功利主義
- D 非功利主義的価値評価 —— （例）「悲劇の英雄にあこがれる」「幸福な人生など嫌いだ」「幸福な豚よりも不幸なソクラテスに生まれ変わりたい」。

『戦争論理学』の価値判断はどうなっているか？

- 1 原爆投下の是非は、帰結主義的功利主義で判定される。すなわち、（全くナンセンスではない）可能な世界が功利主義的に比較される。その結果、「本土決戦による甚大な被害に比べて、原爆投下による30万人分の犠牲ははるかにましである」と判断される。ただし、可能世界の設定次第で、原爆投下よりもさらに望ましいケースもありうる。しかしそれでは、原爆投下容認論を弁護するという本書の目的（仮定）が達成できない。
- 2 そこで、功利主義的意図主義が導入され、より望ましい選択肢もあったが、当時のアメリカ側当局者の判断能力では選択しえなかったと弁護される。しかし、功利主義的意図主義は「所与の判断能力」をどの程度考慮すべきかの基準が一定しない。（60年前という時代状況を考慮すれば、たとえ人種差別をしていたとしても、自然な行動として容認しなけ

ればならない。)

- 3 結局、功利主義的意図主義をつきつめれば主観的意図主義に移行する。実際、本書には主観的意図主義にもとづく記述が頻出する。(例)「トルーマンが、戦争を長引かせて世論の非難を受けるよりも原爆投下を選ぶ方がましだと判断したのは自然なことだ」「侵略戦争に寄与した天皇を許容するよりも、原爆投下を選ぶことは正当な判断だ」等々。この場合、世論の非難を受けるマイナスや侵略戦争の主魁を許容することの道徳的マイナスと比較されているのは、原爆投下による30万人分の苦痛ではなく、トルーマン個人の主観的罪悪感に過ぎず、それもきわめて低レベルの「苦痛」である。こうした分析は、政治学の政策決定仮定論としては意味があるが、帰結主義的功利主義とは大きくかけ離れ、原爆投下の是非を論じる場合には、議論を過度に矮小化することになる。
- 4 原爆投下の是非という大きな問題を扱う場合には、やはり帰結主義的功利主義が望ましいが、1のような難点があり、結局、判断の基準は一つに定まらない。

【補足的コメント1】

「序章」には、「偶発的な行為は計画された行為よりも悪の程度は低い」とあるが、これは意図主義が「政府当局者」を対象にしていることの必然的な帰結である。残虐行為自体は、偶発的でも計画的でも悪の程度に違いはない。

【補足的コメント2】

原爆は本当に残虐な兵器なのか？

- 1 爆弾一発分の死傷者数 —— 原爆 ≧ 通常爆弾
- 2 空襲一回分の死傷者数 —— 原爆 ≐ 通常爆撃
- 3 一つの事件または政策による死傷者数 —— ホロコースト ≧ 南京事件 > 原爆
- 4 歴史上の死傷者の総数 —— 原爆(二回だけ) ≪ 通常爆撃(多数)、ホロコースト
- 5 繰り返された場合の被害 —— 原爆 ≧ 通常爆撃

結局、原爆だけが特に残虐とはいえない。原爆の通常爆撃と異なる特徴は、一旦落とされた場合には逃げようがないということであり、そこから生ずる独特の恐怖感である。それは功利主義とは直接関係がなく、非功利主義的価値評価Dに含めなければならない。

第三部 各論 (歴史に関するコメント)

【無条件降伏に関して】

- 1 (無条件)降伏はもともと交戦法規上の概念で、主体は「軍隊」である。「国家の無条件降伏」はありえない。国家が無条件降伏すれば、法主体性がなくなるので、それはもはや国家ではない。国家の無条件降伏は国家の消滅に等しい。
- 2 しかし(特に日本に関して)「国家の無条件降伏」と呼ばれる場合があるが、その意味は、相手側の提示する停戦協定案(第二次大戦の場合は「ポツダム宣言」)に、留保をつけずに受諾を迫られることである。戦勝国側も停戦協定自体には拘束される。(留保を認

めない条約自体は珍しくない。ヴェルサイユ条約、国連憲章、海洋法条約など)

- 3 1943年のカサブランカ会談とカイロ宣言では、「国家の無条件降伏」が主張された。ヒトラーはこれを「国家の消滅」と解し、ドイツに関しては事実その通りになった。
- 4 その後、アメリカでは政府を存続させた上での間接統治の方向に対日方針が変化し、それに伴い、ポツダム宣言や降伏文書では、本来の意味での「軍隊の無条件降伏」として「無条件降伏」の語が用いられた。
- 5 日本側では、最終決戦での勝利とソ連の仲介への期待から、連合国側の声明は深刻に受けとめられず、戦争終結は常に「条件付き和平」として考えられていた。国体問題でも、ポツダム宣言にある「日本国民の自由意思による選択」は真剣に考慮されず、「国民主権・人民投票」の意味で理解されていた。(当然、日本の国体としては受入れ不能のものだった。)
- 6 しかし、戦局が悪化するにつれて「自由意思による選択」でも天皇制は維持しようと考えられるようになり、「ポツダム宣言には天皇制を変更する要求は含まれていない」という解釈宣言(「留保」ではない)が8月10日に行われた。バーンズ回答はそれに対する肯定的な反応だったと考えられる。
- 7 その後、「日本国民の自由意思による選択」とは、国体問題について外国人(連合国側)は一切干渉しないという意味だと理解されるようになり、終戦当時の日本政府のコンセンサスになった。当然、国民主権も人民投票も不要であり、8月15日の国内向け声明文(いわゆる「玉音放送」)で「国体ヲ護持シ得テ」とあるのも、この意味だった。
- 8 終戦後も、アメリカ側は国体問題(憲法改正)について公然と干渉することを避け、戦犯裁判での天皇の擁護を口実にして内密に関与する形をとり続けた。

【明治憲法体制について】

本書 162頁(Q40)の記述

- 「①天皇の権限、とくに天皇が日本の侵略政策に寄与した度合いはRである。→
②連合国が天皇の処罰または天皇制廃止を求める動機の正当性はRである。→
③連合国が天皇制維持の許容をあらかじめ日本に告げなかったことの合理性はRである。→
④天皇制容認に代わる選択肢が原爆であったかぎり、原爆投下の正当性はRである。」

この記述の①は、「連合国に認識されていた天皇の権限、とくに天皇が日本の侵略政策に寄与した度合いはRである」に代える必要があるのではないか。一般国民や外国人にとって明治憲法上の天皇の権限は絶大だった。しかし、それは実態ではない。

- 1 明治憲法の条文と公定解釈(『憲法義解』)、穂積八束などの保守派の憲法解釈では絶大。
- 2 しかし、「君臨すれども統治せず」に近い解釈もあった。(超政論)
 - ① 西園寺公望など宮廷貴族の考え。「天皇の最大の義務は天皇制自体の維持」。
 - ② 美濃部憲法学では、天皇の権限は限定的に解釈され、(条文からは導けないが)近代立憲制の原則からすれば超政論が望ましいと考えられていた。
 - ③ 上奏すれば裁可されるのが当然だと思い込んでいる幕僚も少なくなかった。

3 憲法では、条文より「慣行」(convention)が重要。天皇の権限とは「慣行」に規定される。(単なる「自己規定」ではない。)

大正期に超政論に近い慣行が成立し、張作霖爆殺事件以後は天皇の「自己規定」になった。しかし、慣行を踏み越えても(田中首相罷免事件)、1の意味では合憲であり有効なので、慣行を過大評価することはできない。立憲制が機能しない場面では当然、天皇大権は無制限で顕れる。(二二六事件・終戦の決定)

4 天皇の発言は影響力を持ったがオールマイティではなく、その時々状況(力関係)に左右された。(天皇が統帥部に隠れて、前線の指揮官に命令することもあった。)

5 結局、天皇の合法的権限が何なのかは誰にも分からない。憲法の理解が支配層の間ですら分裂していたことが、明治憲法体制の最大の問題点である。

【天皇の責任とは何か】

- 1 法的責任 —— 法が規定しているサンクション。明治憲法3条により、天皇に法的責任はありえない。(「神聖不可侵」規定は世襲君主制では珍しくない。)
- 2 政治責任 —— 統治に対する国民の不満。不満を天皇に対して表明することは明治憲法3条により禁止されるが、不満そのものは否定できない。政治責任は輔弼者が肩代わりするのが原則だった。『憲法撮要』などでは、天皇の無答責と国务大臣の輔弼は相関関係にあると解釈されたが、厳密な相関とはいいいにくい。
- 3 倫理的責任 —— さまざまに解釈できるが、天皇にも生じると考えるのが普通。

第四部 本文要旨

「-」 —— 原爆否定論(原爆投下は避けるべきだった)

「+」 —— 原爆肯定論(原爆投下はやむをえなかった)

- 1 (原爆投下を含む)無差別爆撃は悪である。(Q1)

+ 1 a 無差別爆撃は悪とは限らない。(軍需産業が住宅と接しているか混在している。

／戦争遂行能力の破壊が主目的であり、市民の殺傷は副次効果。／総力戦(本土決戦など)では市民の殺傷もやむをえず、非戦闘員を区別できない。

b 原爆投下は(悪と見なされる通常の意味での)無差別爆撃ではない特殊な例。

- 2 + 1 a に反論。

a + 1 a の事実を否定できる。(Q2)

b + 1 a がいえてもやはり都市爆撃は悪い。生活のために働いているだけの人を殺すから。

+ 2 - 2 b に反論。一般市民に罪がないなら兵士にも罪はない。(国の命令に服しているだけだから。)殺傷の正当性は罪の問題ではなく「危険性」の問題だ。危険性のある兵士、部隊、軍需品の生産者(一般市民を含む)を攻撃するのは正当である。東京裁判も、罪ではなく、危険性の除去を目的とした政治的措置と見なすべきだ。都市には危険性のない住民もいるが、区別することは困難。→罪を前面に出すと、聖戦論に陥り却って戦

争を激しくする。

－ 3 + 1 b に反論。(Q 3)

a 原爆も通常爆撃も善悪の区別には関係しない。区別があるなら原爆の方が悪い。
(当時から禁止されていた生物・化学兵器と同じ。大規模な破壊、後遺症をもたらす。)

b 原爆は通常の無差別爆撃と同じで悪い。(軍需生産自体の危険性は少ない。無差別爆撃の効果は薄く、市民を殺傷するメリットも乏しい。)

+ 3 － 3 a に反論。(Q 4)

a どういう兵器で殺されるにしても、そのことで非人道的かどうかの区別はできない。
(ABC兵器に否定的な軍人が多いのは、軍人の伝統的な技能が使えなくなるからだ。)

b 倫理的な価値は帰結ではなく意図で決まる(意図主義)。当時のアメリカでは、原爆は特別に非人道的とは考えられていなかった。敵だけではなく自国民に対しても非人道的な扱いは行われていた。

－ 4 + 2 に反論。広島・長崎の軍事拠点としての危険性は低く、少なくとも非常に危険だとは認識されていなかった(意図主義)。広島を破壊しなくても米軍は圧倒的だった。
(Q 5)

+ 4 意図としては、日本政府への力のアピールの方が重要だった。(戦略爆撃の軍事的効果はもともと少なく、戦意低下の効果も少ない。しかし政治的效果はあった。)

－ 5 日本に原爆を使ったのは人種差別だ。(Q 6)

+ 5 原爆に関して人種差別的意図を示す記録はない。ドイツに対する攻撃も十分残虐だった。ドイツではなく日本にだけ原爆を使った理由は、不発警戒説とか、アメリカだけで使用しなかった等。いずれも人種差別ではない。(Q 7)

－ 6 アメリカがドイツ優先で戦ったのは誤り。アジアを優先すれば対日戦は早く終わり原爆を使わずに済んだ。(Q 8)

+ 6 原爆投下の背景を回避しえたとしても、原爆投下そのものの是非は現実の状況を前提にして判断すべきだ。

－ 7 原爆投下は、「真珠湾の報復」という人気取り政策のための不必要な殺戮だった。
(Q 9)

+ 7 民主主義国では世論対策も重要。しかもそれが本当の動機とはいえない。

－ 8 原爆投下にはアメリカの有力な軍人も反対しており、無益なものだった。(Q 10)

+ 8 原爆投下の目的は犠牲を少なくして勝つという政治的なものである。軍人たちは政治問題の専門家ではない。逆に縄張り意識による偏見がある。

－ 9 最小の犠牲で最大の効果を挙げるために、原爆以外の方法があった。(Q 11)

a ポツダム宣言に、①スターリンが署名し、②原爆保有を明記し、③天皇制維持を明記する。

b 通常戦争を継続するという選択肢もあった。(Q 12)

+ 9 本土決戦は両陣営に甚大な犠牲を生じたはず。ソ連参戦があっても原爆がなければ本土決戦に入っていた可能性が高い。

－ 10 原爆投下もソ連参戦もなしで、早期終戦の可能性はあった。

+ 10 a － 10 の見込みは戦後のもの。当時は合理的な見込みなど立たなかった。(意図主義)

b 日本降伏の見込みがあったとしても、原爆で早期降伏させなければ、通常戦争による終結以前に甚大な犠牲が出た。その間の自国民兵士の死傷に対して政治家は責任をとらなければならない。

－11 +10 b に反論。日本の抗戦力はわずかであり原爆の被害とは比較にならなかった。

(Q13)

+11 a 日本の抗戦力はわずかで絶望的だったのに、それにもかかわらず抵抗し続けた日本政府こそ責められるべきだ。継戦による日本軍民の犠牲は甚大。原爆はそれを終わらせたのだ。原爆の被害は日本政府の愚行への罰である。

b 日本の抗戦力はまだあった。早期終戦のための原爆投下は正しい。また、ドイツ降伏による連合国の分裂や厭戦気分により、却って有利になると日本側では思っていた。

c 軍事的には劣勢でも、日本軍はアジア各地で被害を生み出す原因になっていた。1945年中に、そうした犠牲は原爆投下を上回っていたはずだ。

－12 原爆投下の目的が力のアピールならデモンストレーションだけでよかったはずだ。

(Q14)

+12 a デモだけでは弱気だと思われて効果がない。／爆発が不発だったり印象が薄かったりする危険性もある。／日本国民への手前、デモだけで降伏するわけにもいかない。／アメリカ側の非人道性をアピールできる方が降伏しやすい。

b デモによって世界に機密を漏らすことになる。

c 総力戦の最中でも使わないようでは、将来の抑止力にもならない。

(デモの是非を問題にすることで、－9で挙げた①～③を実践する可能性が見失われた。)

－13 +12は、デモを拒否することが大統領として自然な判断だったことを示している。しかし、それが良い判断だったとは限らない。(Q15)

+13 単に自然な判断だったというだけではなく、帰結を功利的に判断した上での結論である。

－14 長崎への原爆投下は正当化できない。(Q16)

a 日本側に広島原爆の意味を理解する時間をほとんど与えていない。

b 日本側に与えるショックは二回目は逡減している。

+14 a ソ連進出以前にアメリカ主導で戦争を終結させた点で、長崎原爆のアメリカにとっての意義は大きい。

b 相次いで投下することで原爆が複数あることを示し日本へのアピールを増大させた。効果はむしろ逡増している。

－15 長崎原爆の効果はやはり薄かった。長崎原爆で日本の指導者の意志は変わっていない。重要なのはむしろソ連参戦だ。広島原爆すらなくても、ソ連参戦と天皇制容認で日本は降伏していた。原爆投下はソ連抑止というアメリカの都合による殺戮に過ぎない。

(Q17)

a 当時のアメリカの主敵は日本よりソ連であり、原爆はソ連抑止のためだった。

b ソ連への威嚇はアメリカの利益のみに基づく。

+15 a －15 a に反論。ソ連抑止という目的があったとしても主たる目的ではない。トルーマンにとってソ連は依然同盟者だった。

- b 原爆投下がアメリカ自身の目的であっても、結果的に分割占領を回避し日本の利益にもなった。(Q18)
- 16 「ソ連参戦が日本降伏に決定的に重要であり、その実態をカムフラージュして日本分割を回避するために長崎原爆も必要だった」とするならば、ソ連参戦で日本は屈伏し、そのことをアメリカも予想できていたことになる。原爆を投下しなくても、政治的手段でソ連の拡張は抑止できた。(ソ連の意図を日本側に示して日本を早期降伏させ、日米中で反共同盟を作るなど。)(Q19)
- +16 日本の降伏に対してソ連参戦は、(物理的には)決定的、しかし(心理的には)十分ではなかった。ソ連参戦の意義は(外地でもあり)原爆と違って国民に分かりにくい。一方、原爆は、実際上の効果はソ連より低い、想定外の革命的兵器なので降伏の口実にしやすかった。アメリカも、原爆の象徴的效果を重視していた。
- 17 仲介者として日本が期待していたソ連の参戦は、政治的には大きなダメージ。政治的な意味で原爆がソ連参戦にまさるとはいえない。(Q20)
- +17 日本陸軍の本土決戦への執着は強く、徹底抗戦を無効にするための革命的变化として原爆の意義は大きかった(ソ連参戦だけでは困難)。原爆投下がなければ本土決戦や分割占領を招き、日本にとっての被害も甚大。
- 18 ソ連参戦と原爆投下の重要度はどうなのか。(Q21)
- +18 a ①原爆投下だけでは陸軍を観念させて降伏にもちこむことは出来ず、ソ連参戦が必要だった。(都市が破壊されても軍事的には無意味。ソ連が仲介者として期待されていた。)②ソ連参戦だけでは早期降伏は不可能であり、原爆投下が加わる必要があった。
- b 広島原爆だけでは、日本のソ連に対する仲介依存心を強めるだけで終戦にならない。その結果、ソ連参戦の重要性がより一層明確になり、戦後の分割占領を招いた危険性が高い。
- c ソ連参戦で軍事的政治的に致命傷を負った後で、象徴的に原爆が落とされるのがベスト。その意味で、より重要だったのは長崎原爆だ。(ただし、ソ連参戦を防ぐことは日米中の国益にかなっていただけだから、ソ連参戦前の広島原爆を非難することはできない。)
- 19 日本の徹底抗戦を生み出し原爆を必要にしたのは、連合国側の無条件降伏要求(天皇制の危機)だった。(Q22)
- +19 a 無条件降伏要求は正しかった。ファシズムを残存させることはできなかった。国家ではなくファシスト勢力に降伏を要求し国を分断させればよかったが日本では難しい。ポツダム宣言のように「軍閥への無条件降伏要求」をしたとしても、それによって軍が蜂起するわけではない。原爆によって天皇に関与させる必要があった。(Q23)
- b 1943年にいわれていた無条件降伏を1945年に撤回するわけにはいかない。弱音と見られて却って終戦が遠のく。後世への悪影響も大きい。1945年時点の責任問題に1943年の行為を持ち出すことはできない。(Q24)
- 20 +19 bに反論。無条件降伏要求が一旦宣言されていても、天皇制の維持を認めて条件をゆるめることは可能だった。(弱音と見られて戦争が長引くと考える必然性はない。)

(Q25)

+20 ポツダム宣言では事実上天皇制は容認されていた。（「日本国民の自由意思による選択」）

- a それにもかかわらずポツダム宣言を受諾しなかったのは日本側の非である。
- b 天皇制が、ポツダム宣言のいう「国民の自由意思に基づく平和的政府」ではないと日本側が認めていたから受諾しなかったのか？
- c 国民の自由意思で認められたようなものは国体（天皇制）ではないという考えが一部にあった。ゆえにポツダム宣言は受け入れられなかった。（ただし最後の段階ではやむをえず受け入れた。）（Q26）

-21 原爆投下前に天皇制容認について明確な保証を与えるべきだった。早期降伏の可能性を高めたから。（Q27）

- +21 a 日本の軍部は天皇制以外にも要求を持っており、国体護持だけでは和平派は軍を抑えられなかった。
- b アメリカも他の連合国もそうした保証に同意するはずがなかった。

-22 日本は和平を申し入れていたのに原爆投下が行われた。（Q28）

+22 日本は正式に申し入れておらず、和平交渉は両陣営とも不可能だった。

原爆投下なしで日本が降伏あるいは平和交渉に入る可能性があったのかどうか？（もしあったならば、それをしなかった日本の側に非がある／その可能性をつぶして原爆を投下した連合国側に非がある？ この箇所、文意不明。）

結局、和平の可能性は乏しかった。日本降伏を遅らせた原因は、A連合国の無条件降伏要求（前述）と、B日独伊単独不講和協定だ。

- a Bがあるから日本の徹底抗戦は必然であり、連合国の無条件降伏要求は正しく、結果的に原爆投下も正しい。
- b 日本による和平工作は何度も行われたが実現していない。本気で和平交渉するつもりがなかった証拠である。

-23 ドイツ降伏で単独不講和協定は消滅した。ここで降伏できたはずだ。（Q29）

+23 ドイツ降伏による精神的打撃は少なかった。ここで降伏すれば、戦争のドイツ依存が明らかになり、大東亜戦争の名分に反する。早期降伏がありえない以上、原爆投下は必然だった。

-24 天皇制維持の保証がない以上、ポツダム宣言が日本側に拒絶されることは確信されていた。それは拒否されることを見越して発せられており、原爆投下の口実に過ぎなかった。言い換えれば、ポツダム宣言は、拒否されやすいように書かれていたといえる。

(Q30)

+24 a 日本の態度次第で原爆投下は撤回できた。

- b 原爆投下自体にメリットがあったとすれば、そのための手段（過程）を問題視して目的を断罪することはできない。（手段が悪くても目的が悪いとは限らない。）
- c ソ連抑止という不純な目的の手段が原爆投下だったとしても、それに、より大きな別の意義があったとしたら正当化できる。（目的が悪くても手段が悪いとは限らない。）

-25 アメリカは原爆を実験したかったので、無条件降伏要求（天皇制廃止の可能性の示唆）

などでわざと戦争を引き延ばしたのだ。(Q31)

+25 a 原爆が本当に完成するかどうかは不確定であり、自国民の犠牲を増やしてまでわざと勝利を遅らせたとは考えがたい。

b 原爆実験後は遅延戦略がとられたかも知れないが、原爆投下以外に良策があったかどうかは確認済みだ。

-26 ポツダム宣言で天皇制維持を明言しても、ソ連参戦がなければ軍は屈伏せず、原爆投下がなければ名誉ある降伏にはならなかった。しかし、拒否される可能性は高くても天皇制容認を明言してもよかったはずだ。(Q32)

+26 やる価値はあった。しかし、無条件降伏を撤回するリスクとの比較で米政権の責任は変化する(意図主義)。トルーマンは弱腰政策はとれない。天皇制容認を支持する意見もあったが、大衆プロパガンダとしては天皇は悪人視されていた。総力戦下での国民の意識は無視できなかった。

-27 東京裁判ではアメリカ側も天皇を容認している。戦争末期には厭戦気分から天皇制を容認する世論もあった。(Q33)

+27 後者の原因は、①原爆の力が実証された、②天皇制維持を条件に降伏することを日本側が提示してきたからだ。優勢な側が自分から要求を下げるのとは、意味が違う。原爆投下で実力を示したからこそ、弱腰だと思われずに条件を緩和しやすくなった。原爆を使わねばならぬというトルーマンの意志は自然なものだ。(原爆完成後に生ずる米側戦死者への配慮、巨額国費に対する責任等々) ゆえに日本に拒否されそうな形でポツダム宣言を出した。

-28 +27への反論。トルーマンの個人的事情(世論や議会との関係におけるメリット)は推測であり、原爆投下は確実な殺戮である。前者のレベルの利益を後者よりも優先させるのは悪だ。前者の(推測上の)利益の追求ならば、殺戮以外のより穏健な方法で追求する姿勢を見せるべきだ。原爆投下の帰結よりも、どういう誠意を見せたかが倫理的には重要だ。(意図主義)(Q34)

+28 a 推測上の利益と現実の被害とを考慮して少しでもよい結果となる方を誠意をもって選ぶべきだが、当時は終戦が遅れるだけで、原爆を超える甚大な犠牲者が出ていた。原爆による早期終戦はやむをえない。

b 推測上の利益(国益)を求めて現実の被害を生じることは戦争そのものの本質である。原爆投下はその一例。戦争全体を批判するのではなく原爆投下の固有の問題を論じるのがここでの目的だ。(完璧主義の誤謬)

-29 すでに投資したコストにとらわれて、最善の判断ができなくなる(コンコルドの誤謬)。結果的に原爆投下がプラスだったとしても、非合理的で誤った根拠により(そうした発想の世論に配慮することにより)選択が行われたならば、倫理的とはいえない。

(Q35)

+29 「コンコルドの誤謬」は両陣営が頻繁に犯していることだ。

-30 誤謬を犯すことが自然だからといって正当化はできない(自然主義の誤謬)。同じくコンコルドの誤謬である日本の戦争拡大を非難するなら、原爆投下も非難されるべきだ。

(Q36)

+30 原爆投下は必勝の側がコンコルドの誤謬により、より一層強気に戦争を続行するケー

ス。(過去の投資を生かすための軌道修正が、最善ではないにしてもある程度採算の合うよい結果につながる見込みがある。)日本の戦争拡大は、必敗の側がコンコルドの誤謬によりさらに抵抗を続け、内外に無用な被害を与えるケース。(過去の投資を生かす可能性がなく、一からやり直す方がよいと分かっているのに、損と分かっている道を進み続けること。)

−31 楽に勝てる見込みもないのに枢軸国を挑発して戦争にしたのは連合国側の責任だ。

(Q37)

+31 a 侵略と侵略に反抗することとは違う。自衛戦争は当時正当化されていたし、宥和政策にはデメリットがあった。

b 戦犯裁判では連合国の行為に対応する枢軸国の行為は裁かれていない。日本の爆撃をアメリカは罰しなかったのだから、アメリカが原爆投下で責められなくてもダブルスタンダードにはならない。

−32 +31 bに反論。捕虜の扱い等で枢軸側が一方的に裁かれる場合もあった。(Q38)

+32 a 部分の判定が正しいためには、すべての判定が正しくある必要はない。

b 戦犯裁判は、現在と未来の「安全・安定」を確保することを目的とする政治的措置であり、司法の原則に厳密に従う必要はない。

c 戦犯裁判は、事実の解明と国際法の将来の発展にとって意義があった。

−33 戦犯裁判での天皇免責は連合国にとって政治的に正解だった。だとすると、天皇制否定をちらつかせて対日戦を引き延ばし原爆投下に持ち込んだアメリカの姿勢は罪深い。

(Q39)

+33 a 天皇免責は連合国の共通方針ではなかった。

b 天皇は統治権者として当然責任があった。

c 天皇を免責することが戦後のアメリカの政治的正解ならば、「実情に合わせて、将来天皇の責任を問うふりをする」ことも戦中のアメリカの政治的正解だ。当時、天皇制容認のそぶりを見せるわけにはいかなかった。

−34 +33 bに反論。天皇の権限は小さかった。立憲君主であり、影響力はあっても無視されたり歪曲されたりしていた。(Q40)

+34 a 立憲君主だから政治関与できないというのは天皇自身の自己規定に過ぎない。自己規定で自らの合法的権限は定められない。定められるなら、自らは万能の存在ということになる。また、天皇が憲法から逸脱しても命令は有効だし、主権者としての責任は逃れられない。

b 天皇の戦争責任と原爆投下の正当性には正の相関がある。(天皇が自己の権限で侵略戦争に寄与した度合いがR→連合国が天皇の処罰または天皇制の廃止を求める正当性はR→連合国が天皇制容認を日本に明示しなかった合理性はR→早期終戦のための、天皇制容認に代わる選択肢が原爆である限り、原爆投下の正当性はR)

−35 天皇に実権があったとすれば、天皇(皇室)と交渉して和平を進めればよかった。原爆投下もソ連参戦も不要だったはずだ。(Q41)

+35 a 連合国には単独での休戦・講和を禁じる誓約があったので不可能。

b 当時、天皇はヒトラー並の主敵として国民の間でイメージされていた。

−36 長期的なイメージ戦略として原爆投下は不利だった。(Q42)

- +36 a 原爆投下を歓迎する世論はもっと多かった。
- b 本土決戦で双方に甚大な犠牲者が出れば、アメリカのイメージはもっと悪くなっていた。
- 37 本土決戦など実際には起きず、それまでに降伏していたはずだ。(Q43)
- +37 本土決戦の可能性は高かった。日本の中堅幕僚の意志は強く、陸軍にとっての決戦はこれからだった。
- 38 本土決戦による大量の犠牲者推定は無根拠だ。(Q44)
- +38 a アメリカ側の推定にはバイアスもあるが、これは、日本側の死傷者を含んでいない。含めれば膨大な数であることは確実。
- b 原爆投下の意図主義的評価においては、不正確な推定値でもかまわない。
- 39 ①ソ連参戦は正当だったか。②ソ連参戦は(西側にとっては必要だが)ソ連にとっても必要か。もしも、①②が「不当」「不要」であれば、原爆投下が早期終戦を実現するためには悪しき手段(ソ連参戦)によってサポートされる必要があったことになる。(Q45)
- +39 a ①に関しては、ソ連参戦は日ソ中立条約違反であり不当。ただし、参戦は原爆投下と時期的に重ならないといけないので、中立条約違反は必要だった。
- b ②に関しては必要だった。ソ連参戦は連合国に約束済みであり、ソ連が日米の仲介をしても米が応じるはずはなかった。参戦はソ連の国益にとっても当然プラス。(参戦は早期降伏(=本土決戦回避)を可能にし、日米の利益にもなった。)
- c ポツダム宣言にソ連が署名することはソ連にとって不利だった。(それによって日本が早期降伏し、参戦による領土拡大が出来なくなる。また、日本が対ソ防備を強化する危険性もある。)
- +40 日本政府が大陸に移転して戦争を継続する可能性があれば、ソ連参戦はより重要になり、原爆投下も正当化される。(その可能性はあると考えられていた。)(Q47)
- 41 原爆投下がその後の歴史に及ぼした影響は、アメリカの国益にとってどうなのか。(Q48)
- +41 遠い将来のことは予想できない。
- 42 肯定論は、将来の核戦争の容認につながる。(Q49)
- +42 a 原爆投下の容認は、将来の核戦争の容認を意味しない。1945年と現在では事情が違うから。
- b 原爆投下の容認は将来の核戦争をもたらすという理由で肯定論を否定すべきではない。なぜならば
- ① そうした因果関係は明示できない。(アメリカでの反戦運動と、トルーマンの原爆投下への評価とは相関していない。相関関係があるとしても、直接の因果関係ではなく共通の因子から生じただけかも知れない。)(Q50)
- ② 不当な類推で両者を結びつける誤った心理の方を正すべきだ。(「不当な類推は世間に多い」と考える→「それを承知で肯定論をいっている人は、もともと核兵器使用を肯定しているのだ」と考える→核兵器容認論者が多いという誤った思い込みが広がり、同調圧力となる。)(Q51)
- ③ 因果関係はあるにしても肯定論の真理性とは関係ない。(本当は正しくなくても

周囲への影響を考えてウソをつくことはある。しかし「ウソの効用」がありうるとしても、それは状況によって左右され、さまざまな矛盾も生じる。一方、真実にはそうした問題はなく、一定の効用が必ず存在する。認識が深まるにつれてウソは役に立たなくなる。ただし、真実の判断とその表明とは区別する必要もある。）

(Q52・Q53)

④ 将来の核兵器使用自体が必ずしも悪くない。(あまり現実的ではないが)

-43 現実の悲惨さにどう対応するか。冷静な議論は原爆の被害者への冒瀆だ。(Q54)

+43 a 対人的な発言のマナーと、将来の教訓のための真実の究明とを区別すればよい。

b 個々の戦略は、ありえた損害を回避するために現実の損害を受け入れることで成り立つ。「現実」を「可能」に対して重視し過ぎるのは誤りだ。原爆投下前にはどちらの選択肢も「可能」であり、その中から選ばざるをえなかった。

c 惨禍の原因は原爆なのか戦争なのか。戦争という一定の条件下では悪を正当化せざるをえないこともある。(正当な戦争努力ではないホロコーストなどは除く。)
「原爆否定→戦争容認→結果的に原爆使用」という因果連鎖にもなりかねない。原爆肯定論こそ、戦争批判の根拠を提供するものだ。

d 惨禍の原因は原爆だとしても、原爆投下を招いたのが誰の責任かは写真や映像からは分からない。責任の所在が日本側であれば原爆肯定論を支持することになる。

(Q55)

e 原爆投下で誰が殺されるかは結果論だ。犠牲者は特定者として人権侵害的に選ばれたわけではない。

f 映像を見なくても実態は理解できたはずなのに、感情に訴える映像等で倫理的判断は変化しやすい。しかし(Q56)

① 意味情報のない映像で価値判断が量的に変化するのはいいが、質的に変わることは非論理的である。非論理的であることを容認、あるいは強要するようでは、どんな支離滅裂な(好戦的な)主張に対しても咎めることはできなくなる。

② 映像などに左右されるようでは想像力か意志力の不足を責められるべきだ。これらの不足や、感情へのアピールが戦争を招いたのだ。

③ 映像や体験談を経ることが必須だとすれば、広島・長崎への原爆投下がなければ、原爆の被害を将来にわたって防ぐことはできないことになる。それゆえ、却って、広島・長崎への原爆投下を肯定するという自己矛盾に陥る。

g 感情に訴えるアピールは一過性の反応に過ぎず、応用力もない。それを重視する者はその効果を恐れ、表現の自由を過度に規制しようとする。(Q57)

感情に訴える議論は、別の感情に訴える議論を説得できない。論理構造を持たない主張には、和解も相互理解もない。

-44 たとえ利点があったとしても自らの手で多数者を殺戮することがなぜ可能なのか。

(Q58)

+44 a 科学の精華によって戦争に終止符を打つという行為は、誇りをもって実感されていた。

b 戦争においては特有の価値観(規範意識)がある。戦争遂行の上で(正当な戦争努力である以上)必要なことである。「努力は美德」という規範は文明社会の大原則で

あり、戦争の中でも同じ。感受性を麻痺させて規範に従うことが残虐な行為にもなるが、長期的に見て望ましい行為にもなる。

－45 原爆投下が特別な悪ではないとすると、原爆被害者を特別扱いするのは正しくないのか。(Q59)

＋45 通常の戦争努力においては、市民の殺傷は本来の目的ではない付随的現象である。しかし原爆は、日本政府にショックを与えるためのものであり市民の殺傷は不可欠であって、謀殺だった。原爆による殺戮は功利的には容認できるが倫理的には許容しがたく、被害者を特別扱いするのは意味がある。

ただし、戦争においては謀殺も付随的現象も大差ない。(物理的には殺すことが避けられない。)本土決戦で100万殺すのも原爆で30万殺すのも「殺す」点では倫理的に区別できず、その意味では特別扱いする必要はない。

－46 原爆投下は日本の降伏をもたらすための手段として正当化される。しかし、日本が「無条件降伏」せずに休戦となったのであれば原爆投下の意味はなかった。無条件降伏要求の撤回を明言して原爆投下もせずに休戦を探ればよかったのだ。日本は「国家として無条件降伏」したのか?(Q60)

＋46 日本は国家として無条件降伏している。

－47 原爆投下に優る最善の選択肢Xを考える。連合国側でいえば「ポツダム宣言にソ連を加え、天皇制容認を明記し、原爆の完成を告知する」など。この実現がナンセンスでなく、かつ当時の状況で十分実現可能であれば原爆否定論は成立する。(Q61)

＋47 連合国側、日本側に諸事情があり、当時の人々の自然な考え(反応)がある。それらがXの実現を阻んでいる。こうした考え(反応)の全てを抑制しえた場合にのみXは実現可能になる。それは当時の文脈では不可能であり、原爆投下前の日本の降伏はありえなかった。また、ソ連参戦と原爆投下の一方だけでは日本は即時降伏できず、甚大な惨禍を招いた。両者がタイミングよく生じたからこそ即時降伏が実現できた。

－48 東京裁判や原爆投下が誤っていたとする修正主義もアメリカにはある。(Q62)

＋48 定説を批判することはよいが、原爆投下が避けえたかどうかはアメリカ側の事情だけでは決まらない。むしろ、アメリカ側を悪と見なす日本の定説こそ見直すべきだ。

以上

.....
↓著者による『戦争論理学』ノート↓

<http://tmiurat.cool.ne.jp/SensoRonrigaku-note.pdf>